

ルールと原理 : 可能世界意味論に基づくそれらの 差異の一解釈

著者	足立 英彦
著者別表示	ADACHI Hidehiko
雑誌名	金沢法学
巻	65
号	1
ページ	1-14
発行年	2022-07-31
URL	http://doi.org/10.24517/00066986



ルールと原理

可能世界意味論に基づくそれらの差異の一解釈*

足立英彦

はじめに

本稿の目的は、可能世界意味論を用いてルール (Regel) と原理 (Prinzip) の違いを説明することである。ルールと原理の区別はドゥオーキンがハートの法実証主義・司法裁量論を批判する際に依拠し¹、さらにアレクシーがこの区別に基づき基本権の解釈方法に関する包括的な理論を構築した²。アレクシーによれば、ルールは確定的命令 (definitives Gebot) であり、それに従うか従わないかの二者択一を求める規範である。これに対して原理は最適化命令 (Optimierungsgebot) であり、所与の法的可能性と事実的可能性の範囲内で何かが最大限に実現されることを求める規範であり、したがって原理は様々な程度で従うことができる。ルールと原理の違いは質的な違いであり量的な違いではない。すべての規範はルールか原理のいずれかである³。またアレクシーは、ルールを「現実的当為」(reales Sollen)、原理を「理想的当為」(ideales Sollen) とも呼んでいる⁴。

本稿は、ルールと原理の質的な区別については維持されるべきものとする

* 本稿は 2022 年 4 月 23 日にオンラインで開催された法理学研究会での報告に加筆修正したものである。とくに 4 (3) は大幅に修正した。当日の参加者からの貴重なご意見・ご指摘に感謝したい。

- 1 R. Dworkin, *Taking Rights Seriously*, 22-28 (木下ほか訳 14-23 頁)。
- 2 アレクシーによるルールと原理の区別に関しては、亀本洋「法におけるルールと原理」146-154 頁、早川のぞみ「アレクシーの原理理論をめぐる近年の議論展開」171-174 頁、酒匂一郎「アレクシーの基本権論と比例性分析論」F180-183 頁参照。
- 3 R. Alexy, *Theorie der Grundrechte*, S. 75-77.
- 4 R. Alexy, *Zum Begriff des Rechtsprinzips*, in: Alexy, *Recht, Vernunft, Diskurs*, S. 203-204.

が、アレクシーとは異なる仕方での区別を行ってみたい。その区別の際には可能世界意味論を用いる。可能世界意味論を用いると、現実世界における規範命題と、理想世界における規範命題とを区別することができる。本稿では、アレクシーのルールは現実世界における規範命題と対応しており、原理は理想世界における規範命題と対応している、という主張をしたい。

以下では規範の分類を行い（1、2、3）、その分類に基づき現実世界における規範命題と理想世界における規範命題について説明する（4）。

1 規范文と規範

アレクシーは規範と規范文を区別する。彼によれば、規範は規范文の意味であり、規范文は規範の表現である。一つの同じ規範を様々な規范文で表現することができる。たとえば基本法 16 条 2 項前段の「ドイツ人は外国に引き渡されてはならない」という文の意味（規範）を、「ドイツ人が外国に引き渡されることを禁止する」という別の規范文で表現できる。もちろん他の言語で表現することもできる⁵。このため規範は規范文よりも根源的な概念である。したがってアレクシーは、ルールと原理の区別を、規范文ではなく規範のレベルで行う。上記で「すべての規範はルールか原理のいずれかである」というアレクシーの主張を紹介したが、この「規範」は規范文の意味としての規範である。この主張を「すべての規范文は・・・」と読み替えるとアレクシーの主張としては誤りとなる。

以上の規範と規范文の区別と、規范文でなく規範のレベルでの、すなわち文でなく意味のレベルでのルールと原理の区別は説得的であるので⁶、以下の本稿では触れないが当然の前提とする。

5 R. Alexy, *Theorie der Grundrechte*, S. 42-44.

6 亀本洋「法におけるルールと原理」139 頁もこの区別の試みを「傾聴に値する」とし賛同している。井上達夫『規範と法命題』66 頁も「規範とはそれを定式化する現実の、あるいは可能的な（限り無く詳細かつ複雑であり得る）文の『意味』であると考えるのが妥当であるように思われる」としている。

2 規範と規範命題

規範に真または偽という一つの値が帰属するか否かは争いうる。現実を記述する文は、その記述が現実と一致していれば真、一致していなければ偽という値（真理値）をもつ。これに対して規範は現実を記述しないので、現実を記述する文と同様の仕方では真理値を与えることはできないように思われる。しかし、可能世界意味論に基づき、現実世界だけではなく可能世界をも想定すれば、規範に真理値を与えることができる⁷。可能世界意味論によれば、この世界における様相命題「 p は必然的である」($\Box p$) は、この世界から到達可能なすべての可能世界において p が真であれば真であり、少なくとも一つの可能世界で p が偽 ($\neg p$ が真) であれば偽である。規範命題「 p は義務的である」(Op) は、この世界から到達可能なすべての理想世界で p が真であれば真であり、少なくとも一つの理想世界で p が偽であれば偽である。理想世界は現実世界と同様の仕方では存在するわけではないが、それを理由づけることは可能である。したがって、理由づけられた理想世界のすべてを記述する規範に真、それを記述していない規範に偽という値を与えることができる。以下では、一つの真理値を有する規範を規範命題と呼ぶことにする。

以上でどのような場合に規範が真または偽という値をもつのかは述べた。しかし、そもそも、規範はどのような場合に真理値をもちうるのかについては述べていない。規範は、その規範が属する集合が整合的（無矛盾）である場合に一つの真理値をもちうる。なぜなら、矛盾集合からは任意の命題を論理的に推論できるため、矛盾集合に属する、またはそれから推論される命題は真でありかつ偽でもあるからである。矛盾集合に属する、またはそれから推論される規範に一つの真理値を与えることはできない。

規範が整合的な集合に属していると考え、規範に一つの真理値を与えるかは、その規範を記述しようとする者の選択である。法規範に限定するならば、ある国の法体系に属する法規範をそのまま報告することを目的とし、法規

7 可能世界意味論については、大西琢朗『論理学』参照。

範同士の関係を問う必要が無い者は、その法体系の整合性を前提する必要はない。これは過去の法や外国法を研究する学者の視点であり、アレクシーの用語に従えば観察者 (Beobachter) の視点である⁸。これに対して、ある行為や状態について、ある国の法体系がそれを義務づけているのか、禁止しているのか、それとも自由に任せているのかという一つの答えを出そうとする者は、その法体系の整合性を前提としなければならない。これは、裁判官や実定法学者の視点であり、アレクシーの用語に従えば参加者 (Teilnehmer) の視点である。

以上で述べたように、整合的な集合に属していない規範は一つの真理値をもちえず、整合的な集合に属している規範、すなわち規範命題は一つの真理値をもちうるが、これと同様の区別は多くの規範論理学者や法学者が行ってきた。たとえばフォン・ウリクトは自然法は記述的 (descriptive) であり真か偽である、すなわち真理値をもつものに対して、国家法は指示的 (prescriptive) であり真理値をもたないとした⁹。ケルゼンは、法機関が指令する (vorschreiben) 法規範は真でも偽でもなく、有効か無効かのみがありうるものに対して、法学が記述する (beschreiben) 法命題は真か偽でありうるものとした¹⁰。ナバロ・ロドリゲスも規範と、規範についての記述 (statements about norms) としての規範命題 (norm-propositions) とを区別した¹¹。

なお、ナバロ・ロドリゲスが指摘するように、立法者が完全に合理的であり、彼の定めるすべての規範が一つの完全で整合的な体系に属するのならば、規範と規範命題を区別することはできない¹²。しかしそのような合理的な立法者は (全能の神以外に) 存在しないであろうから、両者は区別できる。

アレクシーは、ルール同士の対立 (Konflikt) と原理同士の衝突 (Kollision) の可能性を前提としており、またルールと原理はともに「一応の」(prima

8 R. Alexy, *Begriff und Geltung des Rechts*, S. 47-48.

9 G. H. von Wright, *Norm and Action*, 2 (稲田訳 2-3 頁).

10 H. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., S. 75-76 (長尾訳 75 頁).

11 P. E. Navarro/J. L. Rodríguez, *Deontic Logic and Legal Systems*, 78.

12 *Ibid.* 84.

facie) 性質を有しているとしている¹³。これにしたがえば、アレクシーはルールと原理を規範命題ではなく規範（一つの真理値をもちえないものとしての）とみなしていると解釈できる。

3 条件つき規範命題と無条件の規範命題

「もし・・・ならば・・・でなければならない」という文で表現される規範命題を条件つき規範（または条件規範）命題と呼び、「もし・・・ならば」の部分がなく、端的に「・・・でなければならない」という文で表現される規範命題を無条件の規範（または無条件規範）命題と呼ぶ。条件つき規範命題には多くの論点があるが、本稿では以下の1点についてのみ検討する。すなわち義務様相の射程範囲についてである。

条件つき規範命題は、「 p ならば q でなければならない」の「・・・でなければならない」が後件 q の部分にだけ関係するのか、それとも「 p ならば q 」全体に関係するのかという問題がある。これを論理式で表すと、

$$(1) p \rightarrow Op$$

$$(2) O(p \rightarrow Op)$$

のいずれが条件つき規範命題の表現として適切であるのかという問題である¹⁴。どちらも正しい論理式であるが、本稿では後者を採用したい¹⁵。なぜなら、規範命題の表現として前者を採用すると「存在」から「当為」を導くことができってしまうからである。すなわち、もし $\neg p$ が真であるなら、論理的には p を前件とするあらゆる条件つき命題を論理的に導くことができるので、当然 $p \rightarrow Oq$ も導けるからである。私（足立）は人を殺していないが、この事実から、たとえば、「私が人を殺すならば、私は死ななければならない」や、「私が人を殺すならば、私はもう一人も殺さなければならない」という規範命題が真

13 R. Alexy, *Theorie der Grundrechte*, S. 87-90.

14 \rightarrow は実質含意（material implication）であり、 \supset で表す場合もある。

15 足立英彦「条件つき法規範について」参照。

であることを論理的に導ける。これは規範と事実の関係についての広く受け入れられている考え方である「存在と当為の二元論」に反する¹⁶。

他方、 $O\neg p$ から $O(p \rightarrow q)$ も導ける。たとえば、「私が人を殺すことを禁止する（殺さないことを義務づける）」という規範命題があれば、論理的には、「私が人を殺すならば私は死ななければならない」や「私が人を殺すならば私はもう一人も殺さなければならない」という規範命題も真である。この問題については後で (4 (1) の最後の段落で) 解決法を示す。

4 現実世界における規範と理想世界における規範

(1) 二次的反射性

可能世界意味論に基づくと、現実世界における規範命題と理想世界における規範命題を区別することができる。この世界 W における規範命題 Op は、この世界から到達可能な、より良い世界 W^+ の記述である。すなわち Op は、この世界から到達可能なすべての W^+ で p が真であるということに記述している。同様に、 W における規範命題 OOp は¹⁷、すべての W^+ で規範命題 Op が真であることを述べている。そして W^+ における規範命題 Op は、すべての、 W^+ より良い世界 W^{++} で p が真であることを述べている。さらに W における $OOOp$ 、 $OOOOp$... という規範命題を想定することもできるが、以下では単純化のために W^+ と W^{++} だけを想定し、 W^+ を次善の世界、 W^{++} を最善の世界と呼ぶことにする。

王鵬翔は、 $OOp \rightarrow Op$ が妥当（偶然的に真なのではなく常に真という意味）であり、 OOp が真ならば Op も真であるので、多重義務様相 OO は O に縮減できるとする¹⁸。王は、可能世界間の到達可能性の関係に二次的 (secondary)

16 高橋文彦『『存在と当為』の二元論の論理的証明』167頁は「存在と当為の二元論は、一応、論理的な基礎を与えられ」とする。

17 義務演算子 O は論理式に付加されるるので、 OOp は論理式 Op に O が付加されたものである。

18 P. Wang, 'Principles as Ideal Ought: Semantic Considerations on the Logical Structure of

反射性（または転移（shift）反射性）を認める¹⁹。王によれば、ある世界（ W^+ ）が我々の世界（ W ）にとっての理想世界であるならば、そのある世界（ W^+ ）はそれ自身にとっても理想世界である。なぜなら、理想世界は、すべての義務が履行されている世界であり、そのすべての義務には「古い義務」（足立注釈： W における義務）だけではなく、理想世界自身における「新しい」義務（ W^+ における義務）も含まれると考えるのが自然であるからである。その結果、世界 W で OOp が真であれば、すべての W^+ で Op が真であり、さらに W^+ は自身にも到達可能であるので、 W^{++} だけではなく W^+ においても p が真である。したがって W において Op が真である。以上のことから、 $OOp \rightarrow Op$ が妥当する。

しかし王は、彼の主張がなぜ「自然」であるのかを理由づけていない。「すべての義務」に「古い義務」だけでなく「新しい義務」も含まれるのかどうかは、可能世界間の到達可能性関係の解釈に左右される。二次的反射性を認めなければ「すべての義務」は古い義務（ W における義務）のみを含み、二次的反射性を認めれば「すべての義務」は新しい義務（ W^+ における義務）をも含む。そのどちらが適切であるかについて王は理由を述べていない。

可能世界間にどのような関係を認めるべきかは、何を表現するために義務論の論理式を用いるのかに左右される。本稿は、二次的反射性を認め $OOp \rightarrow Op$ が妥当であることを認めることは、法体系に属する様々な法規範命題を表現するという目的のためには不適切であると考えている。なぜなら、二次的反射性を認めるということは、 W^+ と W^{++} が W にとってどちらも同等に良い世界であることになり、 W^+ と W^{++} を区別できなくなってしまうからである。つまり、この現実にとっての近い理想と遠い理想とを区別できなくなるのである。憲法の基本権規定や法律の目的規定は、それぞれの国や社会の究極的理想的な

Principles', 42 (足立訳 149 頁)。

19 二次的（転移）反射性については、Garson, *Modal Logic for Philosophers*, 108-109 を参照。

像を定めていると解すべきである。そのような規範類型を表現するためには、二次的反射性を認めず、したがって $OOp \rightarrow Op$ が非妥当となる義務論理を採用すべきである。

最善の世界 (W^{++}) と次善の世界 (W^+) を区別することには、次のような利点もある。殺人を禁止する規範命題 $O\neg p$ は、現実世界 (W) の規範命題ではなく次善の世界 (W^+) の規範命題であると考えられることができる。言い換えれば、現実世界 W における殺人禁止の規範命題を $OO\neg p$ で表現するのである。現実世界で $OO\neg p$ が真であるということは、次善の世界で $O\neg p$ が真であるということと同じである。次善の世界における $O\neg p$ からは、論理的に任意の規範命題 $O(p \rightarrow q)$ が推論できる。 q は任意の命題である。すなわち、すべての最善の世界で $p \rightarrow q$ が真である。しかし、最善の世界において殺人者はいない ($\neg p$ が真) ので、最善の世界で $p \rightarrow q$ が真であったとしても、とくに問題は生じない²⁰。

(2) 最善の世界と次善の世界

最善の世界はどのような世界であるのだろうか。この問題はルールと原理の区別の説明が目的の本報告にとっては本質的ではないが、私見を述べたい。私はカントの理性的な世界を、すなわち「目的の国」²¹ を最善の世界であると考えたい。それは、次善の世界の人々が、自らに対して普遍化可能な道徳法則を定め、それに従うことによって実現される。その道徳法則は次善の世界の規範命題（たとえば殺人の禁止： $O\neg p$ ）である。すなわち、最善の世界で $\neg p$ が真であることを述べる命題である。また、次善の世界で $O\neg p$ が真ならば、現実の世界では $OO\neg p$ が真である。

20 井上 202 頁は「 $O\neg p \supset O(p \supset q)$ は標準的な規範論理の体系では定理であるから、この解釈に従うと、禁じられた事態の実現はあらゆることを義務付けるという、不合理な帰結が生じることになる」と指摘しているが、本稿では無条件の規範命題 $O\neg p$ は次善の世界に属すると考えるので、井上の指摘は当たらない。

21 I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, S. 433 (宇都宮訳 142 頁)。

最善の世界がカントの理性的世界であるならば、道徳法則は無条件の命題でなければならない。なぜなら理性的世界は空間と時間のカテゴリーを通じて認識される世界ではないため、理性的世界に因果関係は成立せず、理性的世界で条件つき命題は真ではない。したがって、次善の世界における道徳法則は無条件の規範命題でなければならない。

では、次善の世界はどのような世界なのだろうか。次善の世界は現実世界と最善の世界の中間に位置する。我々は次善の世界が最善の世界とできるだけ似たものとなるよう努力しなければならない。たとえば、最善の世界においてすべての人が殺人を犯さない ($\neg p$) ならば、次善の世界を、できるだけ多くの人が殺人を犯さないような世界にすべきである。そのための一つの方法は、次善の世界の殺人者に刑罰を科すことによって、その殺人者の再犯を抑止したり、一般人を刑で威嚇することによって彼らが殺人を犯すことを踏みとどまらせることである。すなわち、次善の世界とは、「人を殺したならば罰せられる」($p \rightarrow q$) という命題が真であるような世界である。したがって現実世界では「人を殺したならば罰せられるべきである」($O(p \rightarrow q)$) という規範命題が真である。言うまでもないが、次善の世界で殺人犯を処罰すること、すなわち現実世界で殺人犯を処罰する規範を定めることは、殺人犯を少なくするための一つの方法に過ぎない。他に、各種の福祉政策や刑事政策など、殺人事件を減らすための合目的な方法はいくつもあるだろう。

(3) ルールの対立と原理の衝突

アレクシーは、ルールと原理の区別は、ルールの対立 (Regelkonflikt) と原理の衝突 (Prinzipienkollision) において明らかになるとする²²。彼によれば、ルールが対立する場合にはどちらかのルールに例外を設けるか、それともどちらかのルールを無効とみなすことによって、事実適用する一つのルールを確定する。他方、ある状況において原理同士が衝突する場合には、「衝突法則」

22 Alexy, *Theorie der Grundrechte*, S. 77-84.

(Kollisionsgesetz) に従い、当該状況における原理の重みをそれぞれ衡量し、その状況を前件、優先すべきより重い原理から導かれる法的効果を後件とする条件つき規範を定めなければならない。

しかし、ルールと原理の区別を、上述のように、記述している世界の違いとしてとらえるとどうなるだろうか。ルールと原理はどちらも規範である。二つのルールが同時に真とはなり得ず、したがって両方を同時に規範命題とみなすことができないならば、アレクシーが指摘するように、どちらかに例外を設けた上で、両方(片方と、例外を加えたもう片方)とも規範命題であるとみなすか、一方のルールを無効とみなし、もう一方のみを規範命題とみなさなければならない²³。なぜなら、二つのルールを規範命題として認めてしまうと、それらが属する世界が矛盾してしまう(非整合的になる)からである。たとえば一方が現実世界における $O(p_1 \rightarrow q_1)$ で他方が $O(p_2 \rightarrow q_2)$ であるとする。次善の世界に $p_1 \wedge p_2$ を満たすような事実があり、その世界で q_1 と q_2 が両立しない場合に、二つのルールを同時に規範命題として認めると、次善の世界が矛盾することになる。

同様に、二つの原理があり、一方が次善の世界における Op_1 、他方が Op_2 である場合で、最善の世界で p_1 と p_2 が両立しない場合に、二つの原理を同時に規範命題として認めてしまうと、最善の世界が矛盾してしまう。矛盾を回避するためには、ルールの対立の場合と同様、一方の原理に例外を設けて両方を規範命題とみなすか、一方の原理を無効とみなし、もう一方を規範命題とみなすしかない²⁴。二つの原理が両立しない場合のその解消方法は、ルールの対立の場合と同じである。両者に本質的な違いはなく、したがって「対立」と「衝突」という別の言葉を使う必要はなく、以下では原理についても「対立」という語を使う。

しかし上記のような例は、アレクシーが想定する原理の「衝突」とは異なる

23 理論的には、両方のルールを無効とみなすという方法もある。

24 理論的には、両方の原理を無効とみなすという方法もある。

だろう。最善の世界は文字通り最善の世界であり、そこではたとえばプライバシーを侵害するような表現はなく、(ウイルスを広げるなどの) 他者の健康を害するような人々の移動も存在しない。二つの原理が対立するのは、ルールの場合と同様、立法過誤のような非常に例外的な場合に限られよう。

アレクシーは、原理同士は衝突し、それらを衡量することが常態であると考えている。このように二つの原理が「衝突する」と感じるのは、原理を次善の世界の規範、すなわち最善の世界の記述ではなく、現実世界の規範、すなわち次善の世界の記述であると誤って考える場合である。次善の世界には他者のプライバシーを侵害する表現や、他者の健康を害する移動が存在しうる。そのような場合に我々は、そのような表現を認める場合と認めない場合の、またはそのような移動を認める場合と認めない場合の、どちらを選択することが最善の世界に近づくことになるのか、すなわちより良いのかを考えなければならない。それは、原理があたかも現実世界の規範であるかのように考え、同時には真とはなり得ないその二つの原理のいずれを優先させるかを判断することと言い換えられる。その際には、アレクシーの衝突法則が求めるように、二つの場合を衡量しより良い方を選択し、すなわち二つの原理を衡量しより重い方を選択し、選択した場合・原理を実現するために適した条件つき規範を作成し、それを規範命題とみなすことが求められる。なぜなら、我々が具体的な事件について規範的な判断を下さなければならないときには、「等しきものを等しく扱う」ことを求める平等原則に基づき、一般的かつ条件つきの規範命題を作り、それに従って判断をすべきだからである。

しかし、すでに述べたように、無条件の規範を現実世界の規範命題であると想定することはできない。無条件の規範命題からは、無限の条件つき規範命題を論理的に導くことができるからである。したがって、原理は現実世界の規範ではなく、存在しえないもの同士は衝突しえない。原理は次善の世界の規範であり、原理同士は対立しうるが、それは立法過誤などの場合に限られる。アレクシーの衝突法則は、諸原理が描く最善の世界に次善の世界をできるだけ近づ

けるという目的のためにもっとも適した、現実世界の条件つき規範命題を作成するための方法を述べたものである。

5 結論

可能世界意味論に基づくと、現実世界における規範命題と次善の世界における規範命題とを区別することができる。アレクシーのルール（現実的当為）と原理（理想的当為）は規範命題ではないが、ルールは現実世界における条件つき規範命題、原理は次善の世界における無条件の規範命題に対応している。

ルール同士が対立する場合は、一方に例外を設け両方とも規範命題とみなすか、一方のルールを無効とみなし、もう一方のみを規範命題とみなさなければならない。原理同士が対立する場合も同様である。しかしこの原理同士の対立は、アレクシーが想定する原理同士の衝突ではない。原理同士の衝突は、原理を現実世界の規範であると誤認することから生じるものである。しかし、次善の世界はできるだけ最善の世界に近づけるべきであり、そのためにはアレクシーの衝突法則を使うことができる。

ルールと原理の違いは、それに対応する規範命題が属する世界の違いである。このことから、ルール同士・原理同士は、それに対応する規範命題が同じ世界に属するので対立しうるが、ルールと原理は、それに対応する規範命題が別の世界に属するので対立しえない、ということも導ける。

参考文献一覧

- 足立英彦「条件つき法規範について」金沢法学 60 卷 2 号 (2018 年) 37-52 頁
- 井上達夫『規範と法命題』(木鐸社、2021 年)
- 大西琢朗『論理学』(昭和堂、2021 年)
- 亀本洋「法におけるルールと原理」『法的思考』(有斐閣、2006 年) 125-174 頁
- 酒匂一郎「アレクシーの基本権論と比例性分析論」法政研究 88 卷 1 号 (2021 年) F177-219 (264-222) 頁
- 高橋文彦『『存在と当為』の二元論の論理的証明』一橋研究 8 卷 4 号 (1984 年) 155-169 頁
- 早川のぞみ「アレクシーの原理理論をめぐる近年の議論展開」法学 77 卷 6 号 (2014 年) 929-953 頁
- Robert Alexy, *Theorie der Grundrechte*, Frankfurt am Main 1986
- Robert Alexy, *Recht, Vernunft, Diskurs*, Frankfurt am Main 1995
- Robert Alexy, *Begriff und Geltung des Rechts*, Erweiterte Neuauflage, Freiburg/München 2020
- James W. Garson, *Modal Logic for Philosophers* (2nd edn, CUP 2013)
- Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, in *Königlich Preußische Akademie der Wissenschaft (Hrsg.): Kant's gesammelte Schriften, Band 4*, 1903 (イマヌエル・カント (宇都宮芳明訳)『道徳形而上学の基礎づけ』(以文社、新装版、2004 年))
- Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., Wien 1960 (ハンス・ケルゼン (長尾龍一訳)『純粹法学 第二版』(岩波書店、2014 年))
- Pablo E. Navarro/Jorge L. Rodríguez, *Deontic Logic and Legal Systems* (CUP 2014)
- Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Duckworth 1977) (ロナルド・ドゥウォーキン (木下毅ほか訳)『権利論 [増補版]』(木鐸社、2004 年))
- Peng-Hsiang Wang, 'Principles as Ideal Ought: Semantic Considerations on the

Logical Structure of Principles' (2010) 124 ARSP Beiheft 29-49 (王鵬翔 (足立英彦訳)「理想的当為としての原理—原理の論理的構造に関する意味論的検討—」金沢法学 64 卷 1 号 (2021 年) 125-164 頁)

Georg Henrik von Wright, Norm and Action (Routledge & Kegan Paul 1963) (G.H. von ウリクト (稲田静樹訳)『規範と行動の論理学』(東海大学出版会、2000 年))